

第一生命グループ 退職者団体傷害保険

傷害総合保険・ゴルファー保険

第一生命グループのご退職者の皆さまだけが加入できるお得な福利厚生制度です

89歳までご加入できます

現在 未加入の方 89歳まで、新規にご加入いただけます。

現在 ご加入の方 89歳まで、自動更新可能です。

ポイント 1 保険料は **30% 割引適用!**



ポイント 2 保険料は **年齢・性別** 問いません!

ポイント 3 **自動継続** でラクラク!
加入内容を変更しない場合は加入依頼書の提出不要

重要 2024年度からの変更点

熱中症危険補償特約が自動セットされます!

熱中症危険補償特約がセットされることにより保険料が上がりますのでパンフレットにてご確認ください。

※販売停止タイプおよびオプションのゴルファー保険には本特約がセットされませんのでご注意ください。

保険期間 2024年11月1日午後4時から1年間 (次年度以降自動継続・中途加入も毎月取扱い)

加入申込締切日 2024年9月30日 (月) 第一ビルディング保険代理店事業部 **必着**

加入対象者 第一生命グループ各社の【従業員年金】受給有資格者で**満89歳以下の方** (保険期間開始日時点)

保険料お支払い方法 一時払・口座振替 (2025年1月28日に振替) [中途加入の場合は保険期間開始日時点の2か月後の28日 (休業日の場合はその翌営業日) に振替]

パンフレットは捨てずにお持ちください

事故時の請求方法など重要なご説明がございます。

第一生命グループ団体傷害保険は これだけお役にたっています！

加入者数
約33,000名

大変多くの方にご加入
いただいております。

保険金支払件数
約13,500件

加入者の約3人に1人が
保険金をお受け取り

保険金支払総額
約8億5千万円

1事故当たりの受取
保険金は平均約6万円！

2023年1月～12月までの1年間の実績

傷害(基本部分) 国内外補償 仕事も含めて24時間いつでも、どこでもケガを補償します。

お支払いする保険金の種類は、

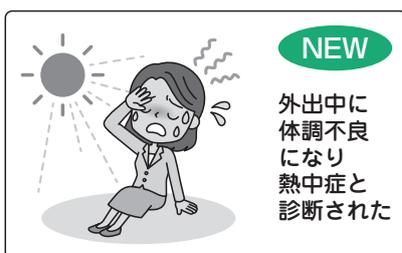
通院保険金：1日目の通院から補償（事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院のうち30日が限度）

入院保険金：1日目の入院から補償（1,000日の入院が限度）

手術保険金：事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

後遺障害保険金：後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%を補償（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）。死亡保険金、後遺障害保険金は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

死亡保険金：死亡・後遺障害保険金の全額（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。すでに後遺障害保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。）



※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

個人賠償責任補償 国内外補償

日常生活における法律上の損害賠償責任を補償します。

示談交渉サービスあり（国内のみ）

自転車で他人をはねてケガを負わせた

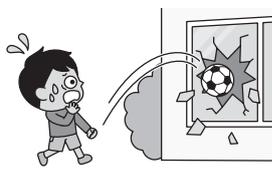


（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました

愛犬が他人に噛みついてケガを負わせた



他人の家の窓ガラスを割った



レンタル着物を汚してしまった



ベランダから植木鉢を落とし、下に駐車中の他人の車をキズつけた

認知症の家族が線路内に立ち入り、電車の運行を妨害した

排水溝を詰まらせ、階下に水漏れ

※被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任は対象外となります。
 ※自動車の所有・使用・管理による損害賠償責任は対象外となります。（自動車保険の範疇です。）
 ※詳細は、P5、9をご参照ください。

携行品損害補償 オプション 国内外補償

新価払

事故による携行品の破損・盗難などを補償します。

【自己負担額：1事故につき3,000円】

※修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。修理が不可能な場合は再調達価格を基準に損害額を算出します。

※携帯電話、ノートパソコン、眼鏡、自転車等対象外の物もあります。

詳細は、P5、10をご参照ください。

※盗難は、警察への届出が必要です。現金は、5万円を限度に補償します。

引掛けて、服を破いてしまった



財布とポーチが盗難にあった



ゴルフクラブが破損した



スーツケースを縁石にぶつけて破損させた



ゴルファー保険 オプション (加入者本人限定) 国内外補償

ホールインワン・アルバトロス費用は国内補償のみとなります。詳細は、P10、11をご参照ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用

“まさか!!”のホールインワン・アルバトロスの費用を、1回100万円（Hタイプ）まで補償。年間、何回でも補償します。

※キャディを使用しないセルフプレー中のホールインワン・アルバトロスについては、原則として保険金のお支払い対象となりません。ただし、対象となる場合もあります。詳細は、P10、11をご参照ください。

●ゴルフ用品の損害

ゴルフ場・ゴルフ練習場での、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損・曲損を補償します。

●ゴルフ中の賠償責任

以下の行為中に生じた偶然な事故により、他人に損害を与えた賠償責任を補償します。

- ①ゴルフの練習中（例）場所を問わずクラブ等を使用してスイングを行うこと など
- ②ゴルフの競技中（例）ゴルフ場においてプレーすること など
- ③ゴルフの指導中（例）他人が行う①、②に対し、指示・助言・監督を行うこと など



営業職・事務職・無職者など

建設作業員・自動車運転者・農林作業員などに該当する方は、職種級別がB級となりますので、P4のプランをご覧ください。職種級別については、P14をご覧ください。

こちらのプランは、地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償されます。ただし、個人賠償責任、オプションについての地震等による損害は、お支払いの対象外です。

(保険期間1年、団体割引30%)

★天災危険補償特約セット
★熱中症危険補償特約セット

		家族型 (家族全員分)		夫婦型 (2人分)		個人型 (1人分)		
		AE	BE	CE	DE	EE	FE	
		年額保険料 (一時払)		年額保険料 (一時払)		年額保険料 (一時払)		
		47,780円	32,260円	39,300円	26,230円	26,530円	17,800円	
保険金額	本人	死亡・後遺障害	400万円	267万円	494.7万円	311.5万円	864万円	544万円
		入院保険金 (日額)	6,000円	4,000円	7,000円	4,500円	7,500円	5,000円
		通院保険金 (日額)	3,000円	2,000円	4,000円	2,700円	4,200円	2,800円
		手術保険金	欄外※参照					
	配偶者	死亡・後遺障害	400万円	267万円	494.7万円	311.5万円	—	—
		入院保険金 (日額)	6,000円	4,000円	7,000円	4,500円	—	—
		通院保険金 (日額)	3,000円	2,000円	4,000円	2,700円	—	—
		手術保険金	欄外※参照					
	その他親族	死亡・後遺障害	252万円	196万円	—	—	—	—
		入院保険金 (日額)	3,000円	2,000円	—	—	—	—
		通院保険金 (日額)	2,000円	1,200円	—	—	—	—
		手術保険金	欄外※参照					
個人賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	

		I	J	K
オプション	タイプ			
携行品 損害	年額保険料 (一時払)	2,370円	1,850円	1,540円
	保険金額	年間：30万円、自己負担額：1事故につき3千円		

※手術保険金〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の40倍
〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術：入院保険金日額の20倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍
●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット

各プランの補償範囲と主たる被保険者(※1)について

家族型

- 補償範囲 加入者ご本人とその配偶者(※2) 同居(※3)の親族(※4)、別居の未婚の子(※5)
- 主たる被保険者になれる方 加入者ご本人



夫婦型

- 補償範囲 加入者ご本人とその配偶者(※2)
- 主たる被保険者になれる方 加入者ご本人

個人型

- 補償範囲 ご指定いただいた被保険者おひとり
- 主たる被保険者となれる方

別居・同居(※3)を問わず下記の89歳以下の方



同居(※3)の下記の89歳以下の方
孫、祖父母、伯叔父母、従兄弟姉妹
※別居されている場合はご加入できません。

(※1)「被保険者」との加入者またはその配偶者との続柄および同居・別居の判断はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
(※2)「配偶者」とは婚姻の相手をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。
(※3)「同居」については事故が発生した時点の実態にて判断します。住民票が同じであっても別建物であれば「同居」にはなりません。
(※4)「親族」とは6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
(※5)「未婚」とはこれまでに婚姻歴が無いことをいいます。

建設作業員・自動車運転者・農林業作業員など

営業職・事務職・無職者などに該当する方は、職種級別がA級となりますので、P3のプランをご覧ください。職種級別については、P14をご確認ください。

職種級別

B級

★天災危険補償特約セット
★熱中症危険補償特約セット

(保険期間1年、団体割引30%)

		家族型 (家族全員分)		夫婦型 (2人分)		個人型 (1人分)		
		AE	BE	CE	DE	EE	FE	
		タイプ						
		年額保険料 (一時払)						
		49,650円	33,250円	41,900円	28,050円	29,000円	19,440円	
保険金額	本人	死亡・後遺障害	300万円	200万円	449万円	294万円	653万円	413万円
		入院保険金 (日額)	4,500円	3,000円	6,300円	4,200円	6,000円	4,000円
		通院保険金 (日額)	3,000円	2,000円	3,200円	2,100円	3,000円	2,000円
		手術保険金	欄外※参照					
	配偶者	死亡・後遺障害	300万円	200万円	449万円	294万円	—	—
		入院保険金 (日額)	4,500円	3,000円	6,300円	4,200円	—	—
		通院保険金 (日額)	3,000円	2,000円	3,200円	2,100円	—	—
		手術保険金	欄外※参照					
	その他親族	死亡・後遺障害	251万円	150万円	—	—	—	—
		入院保険金 (日額)	3,000円	2,000円	—	—	—	—
		通院保険金 (日額)	1,800円	1,200円	—	—	—	—
		手術保険金	欄外※参照					
個人賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	

		+	+	+
オプション	タイプ	I	J	K
携行品 損害	年額保険料 (一時払)	2,370円	1,850円	1,540円
	保険金額	年間：30万円、自己負担額：1事故につき3千円		

※手術保険金〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の40倍

〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術：入院保険金日額の20倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍

●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット

ゴルファー保険

オプションの保険金額と保険料

職種級別共通

A・B級
家族型・夫婦型・個人型共通

加入者本人のみ

(保険期間1年、団体割引30%)

		G	H
		タイプ	
		年額保険料 (一時払)	
		6,000円	12,000円
保険金額	ホールインワン・アルバトロス費用	50万円	100万円
	ゴルフ用品	20万円	40万円
	賠償責任	5,000万円	1億円

●A級はP3、B級はP4に掲載のタイプから加入タイプを選択してください。ゴルファー保険(G、H)のみの加入はできません。

よくある質問

よくあるお問い合わせをまとめました。ご参考にしてください。

ご加入タイプを選ぶ際に『よくある質問』

Q1 家族型の被保険者の範囲について多い質問

問1 住民票が同じなら「同居」ですか？

A いいえ、実際に同居しているかの『実態』で判断します。

問2 同じ敷地内に並んで2棟の家が建っており、分かれて住んでいます。

A 同じ塀の内でも、別の家ですので、『別居』となります。…被保険者の対象外です。

問3 同じアパート（マンション）の101号室と、隣の102号室に分かれて住んでいます。

A 問2と同じ考え方です。別の個室なので『別居』となります。…被保険者の対象外です。

問4 二世帯住宅に両親と住んでいます。

A 建物内部で各世帯が行き来できるのであれば『同居』、行き来ができず各世帯の居住空間の区分が明確な場合は『別居』となります。

問5 娘（未婚）が別居して働いています。

A 生計を共にしていなくとも、別居の未婚のお子さまは対象となります。「未婚」とは、「これまでに婚姻歴がないこと」をいいます。

問6 配偶者が単身赴任です。

A 単身赴任は『別居』ですが、配偶者は、『同居』でなくとも、被保険者です。

Q2 別居の孫を加入させたいのですが…？

A 別居のお孫さんは、家族型の対象外です。個人型の被保険者にすることもできません。別居のお孫さんを加入させる方法は、ありません。

入院・通院について『よくある質問』

Q3 週に2回ほど、ウォーキングをしています。よく膝が痛くなり通院します。対象ですか？

A 傷害とは、「急激」「偶然」「外来」の3つの条件を満たさねばなりません。

- ・ウォーキング中、道路の段差につまずき足を捻挫した……………対象となります。
- ・ウォーキングで徐々に膝が痛くなり、今日はとうとう歩くことも苦痛になった…対象外です。

Q4 午前指の傷の治療にA医院に、午後足の骨折でB病院に通院しました。通院保険金は2日分支払われますか？

A 1日に何回通院しても、通院保険金は、1日分の支払いです。

個人賠償責任保険について『よくある質問』

Q5 他人から借りた物を壊しました。対象ですか？

A 『受託品（他人から借りた物）に損害を与えた場合』、『電車を運行不能にさせた場合』の賠償責任も対象となります。

- 例
- ・友人から借りたカメラを落として壊した。
 - ・ゴルフ場でゴルフカートの運転を誤り、ゴルフカートを破損させた。
 - ・線路内の立入りで電車の運行を妨害した。

Q6 受託品は何でも対象ですか？

A 対象外の品物もあります。

「Q7」の携行品で対象外の品物は全て対象外です。それに加えて、次の物も対象外です。

- ・データ、ソフトウェアなどの無体物
- ・時価100万円を超える品物

詳細は P9を参照ください。

オプションで『よくある質問』

Q7 「携行品」とは、具体的にどんな物を指しますか？

A 携行品とは、「被保険者の居住する建物外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品」です。ただし、上記の条件を満たしていても、対象外の物もあります。詳細は P10を参照ください。

Q8 「携行品損害補償特約」で、「盗難」「紛失」「置忘れ」は対象ですか？

A 「盗難」は対象ですが、「紛失」「置忘れ」は対象外です。（「盗難」の場合は、警察署の「盗難届出証明書」が必要）ただし、「盗難届出証明書」があっても「紛失」「置忘れ」と判断されれば支払いの対象外になります。

例えば…公園のベンチに置き忘れたので、戻って探したが、見つからなかった。その間に第三者が持ち去ったことに間違いはない。警察に盗難届を出したら受理された→「置忘れ」となり、支払対象外となります。

ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分に確認してください。特に被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）の生年月日、および次の告知事項にご注意ください。必要事項が記入されなかったり、記載の内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険の場合には個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、ゴルフ保険の場合にはゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 自動継続について

- ・既加入者の方で、前年と同等条件のタイプ（送付した加入依頼書に打出しのタイプ）で継続する場合、加入依頼書の提出は不要です。
- ・契約更新時に加入者が満90歳になる場合や被保険者が満90歳になる場合は、自動脱退となります。
- ・前年度の加入内容によっては、自動継続できないことがあります。その場合には、取扱代理店：(株)第一ビルディング保険代理店事業部または損保ジャパンより別途ご連絡します。

- 死亡保険金の受取人指定について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

死亡保険金受取人について、特定の方を定める場合は、毎年所定の手続きが必要です。

取扱代理店：(株)第一ビルディング保険代理店事業部までお問い合わせください。

- ご加入者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 【家族型】被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（※）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

- 【夫婦型】被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（※）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

- 加入限度額は下表のとおりとなります。

加入限度額			
死亡・後遺障害保険金額	1億5,000万円	通院保険金日額	13,000円
入院保険金日額	20,000円	個人賠償責任保険金額	3億円

※他にご加入済みの家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険・普通傷害保険・交通事故傷害保険・傷害総合保険等を合計した限度額です。

※すでにご加入済みの上記保険契約について、加入依頼書にご記入ください。

※15歳未満の方は、死亡・後遺障害保険金額は他の同種の保険契約と合わせて、1,000万円が限度額です。

- 既に自動脱退となっている方は、ご注意ください。

制度改定により加入対象年齢が89歳まで延長されましたが、以前は76歳到達後の11月1日に自動脱退となっていました。2019年11月1日までに76歳となり自動脱退になっている方は、現在未加入となっています。ご加入ご希望の際は、改めて加入依頼書をご提出ください。

- 現役団体傷害保険にご加入していた方

自動的に退職者団体傷害保険に移行できませんので、新たに加入依頼書をご提出ください。

再雇用などで現役団体傷害保険にもご加入資格が有る方は、現役団体傷害保険への脱退手続きが必要です。

脱退手続きをされない場合は、現役団体傷害保険はそのまま自動継続となり、退職者団体傷害保険との両方に加入となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし

【契約概要のご説明】

- 商品の仕組み**：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものと、賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
- 保険契約者**：第一生命ホールディングス株式会社
- 保険期間**：2024年11月1日午後4時から1年間となります。
- 加入申込締切日**：2024年9月30日（月）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等**：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者**：第一生命、第一ビルディング、第一生命テクノクロス各社の従業員年金受給有資格者で満89歳以下の方
- 被保険者**：第一生命、第一ビルディング、第一生命テクノクロス各社の従業員年金受給有資格者で満89歳以下の方またはそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
 - 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族および別居の未婚の子）が保険の対象となります。
 - （※）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。
 - （※）被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 - （※）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。
 - （※）被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【個人型】加入依頼書の被保険者氏名欄に記載された方のみが保険の対象となります。
 - 【ゴルフファー保険】加入者であるご本人のみが被保険者となり、保険の対象となります。
- お支払方法**：保険料は口座振替方式で、加入日（責任開始日）の2か月後、2025年1月28日（火）に引落としとなります。
- お手続方法**：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店：(株) 第一ビルディング保険代理店事業部までご送付ください。

ご確認ください

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店：(株) 第一ビルディング保険代理店事業部までお問い合わせください。

(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

・前年度の加入内容等により、自動継続できないことがあります。その場合には、取扱代理店：(株) 第一ビルディング保険代理店事業部または損保ジャパンより別途ご連絡します。

- 中途加入**：保険期間の中途でのご加入を受け付けております。その場合の保険期間は、受付日（＝加入依頼書が取扱代理店に到着した日）の翌月1日から2025年11月1日午後4時までとなります。必要事項をご記入いただいた加入依頼書を取扱代理店：(株) 第一ビルディング保険代理店事業部まで直接ご送付ください。締切日は、毎月月末最終営業日です。保険料は、中途加入日（保険期間開始日）の翌々月の28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引落とします。
- 契約内容変更**：保険期間中に補償内容の変更のご希望・住所変更・職業変更がある場合は、取扱代理店：(株) 第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。
- 中途脱退**：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店：(株) 第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
- 団体割引**は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約をセットしている場合は、この特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

（注1）熱中症危険補償特約がセットされている場合、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（注2）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【傷害総合保険（家族型・夫婦型・個人型）】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%（※）～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">後遺障害保険金の額 = $\frac{\text{死亡・後遺障害}}{\text{保険金額}} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合}$ (42%（※）～100%)</p> <p>（※）「後遺障害等級限定補償特約（第1級～第7級）」をセットしています。</p>	
入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）</p>	
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">手術（重大手術（※3）以外） <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 20（倍） <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5（倍）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">重大手術（※3） 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。</p> <p>（※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎりです。</p>	

傷害（国内外補償）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償） 通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日（※1）を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日(※1)限度)</p> <p>（※1）通院保険金支払限度日数変更特約（30日）をセットしています。 （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等（※2）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※2）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>〈前ページと同じです〉</p>
特定感染症危険	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年5月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。</p>	
個人賠償責任（国内外補償）（注）	<p>日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合（※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償(国内外補償) (注)	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品など 	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬすみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【golfer保険】

golfer保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

(注1) golfer保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャンプの承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりです。)についても被保険者となります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 <p>など</p> <p>(※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよ、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
ゴルフ用品(注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりです。)</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 <p>など</p>
ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>(次ページに続きます。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス <p>など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)(注)	<p>(前ページからの続きです。)</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <ul style="list-style-type: none"> キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 <p>(※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入り出る造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p><前ページと同じです。></p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等) について

この保険は第一生命ホールディングス株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等) の対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項 (告知義務等)

- 加入依頼書等のご記入にあたっての注意点
 - ・ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - ・加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ・ご契約者または被保険者には、告知事項 (※) について、事実を正確にご回答いただく義務 (告知義務) があります。
- (※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉

この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務 (傷害総合保険の場合)

★他の保険契約等 (※) の加入状況

(※) 「他の保険契約等」とは、傷害総合保険の場合には個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、ゴルフ保険の場合にはゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金受取人の指定について
 - ・死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項 (通知義務等)

【傷害総合保険の場合】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合 (新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。) は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務 (通知義務) があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- (注) ホールインワン・アルパトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルパトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求 (被保険者離脱制度) について〉

- 被保険者は、この保険契約 (その被保険者に係る部分にかぎります。) を解除することを求めることができます。お手持方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合 (ホールインワン・アルパトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルパトロスを行った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店: (株) 第一ビルディングまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

【傷害総合保険の場合】

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

【ゴルフ保険の場合】

(注) ゴルフ保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者で自身で交渉をすすめていただくことになります。

- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
④	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご家族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延

長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
同伴競技者1名(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

(※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

(※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

(※3) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2024年11月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、受付日(締切日:毎月末最終営業日)の翌月1日に保険責任が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店:(株)第一ビルディング保険代理店事業部までご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

【傷害総合保険の場合】

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

他社・引受割合に関しては取扱代理店へご照会ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

ゴルフ保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故

による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1	<p>保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。</p> <p><input type="checkbox"/>補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 <input type="checkbox"/>保険金額 <input type="checkbox"/>保険期間 <input type="checkbox"/>保険料、保険料払込方法 <input type="checkbox"/>満期返れい金・契約者配当金がないこと</p>						
2	<p>ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。</p> <p>以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。</p> <p><input type="checkbox"/>被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。 <input type="checkbox"/>パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。 <input type="checkbox"/>以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。</p> <p>【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。</p> <p><input type="checkbox"/>職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #008000; color: white;"> <th style="text-align: center;">職種級別</th> <th style="text-align: center;">職業・職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A 級</td> <td style="text-align: center;">下記以外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 級</td> <td>木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。 <input type="checkbox"/>【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】 被保険者の範囲についてご確認くださいませ。…… P3をご参照ください。</p> <p>【ゴルフ保険にご加入の方のみご確認ください】</p> <p><input type="checkbox"/>「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。</p> <p>【注意事項】 ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。</p>	職種級別	職業・職種	A 級	下記以外	B 級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
職種級別	職業・職種						
A 級	下記以外						
B 級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業						
3	<p>お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。</p> <p><input type="checkbox"/>特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。</p>						

事故が起こった場合の連絡方法、保険金の請求方法

事故(ケガ)にあわれたらただちにご連絡ください。 ※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合、保険金をお支払できない場合があります。

1 「LINE」での連絡・請求 事故・トラブルのご連絡から保険金請求手続きまで、「LINE」が利用可能となりました。

POINT 1 24時間いつでもご連絡が可能です。

例 相手方の修理代や示談の状況を確認したいけど、昼間はなかなか電話ができない…

「LINE」なら、いつでもどこでも隙間時間に連絡可能!
「LINE」でご連絡をいただければ、「LINE」で回答します!

※損保ジャパンからの回答は平日午前9時～午後5時となりますのでご了承ください。



受付時間(自動応答メッセージ含む)

24時間365日

損保ジャパンからの回答時間

平日午前9時～午後5時



POINT 2 書類の記入やポストへの投函を行わず、手続き可能です。



※ご請求内容により一部書類をいただく場合がございます。



POINT 3 チャットや画像のやりとりでわかりやすく!

やりとりが文字で残り、画像や動画なども使えるので事故担当者に迅速に正確な情報伝達が可能。



© JAPAN-DA

STEP1

損保ジャパン公式アカウントの友だち追加を行ってください。

ご利用方法詳細
「LINE」の友だち登録はこちらから



STEP2

損保ジャパン公式アカウントメニュー内の「LINEで受付」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力してください。



STEP3

事故連絡完了後、担当者からの連絡をお待ちください。



STEP4

LINEでの事故連絡後、保険金請求フォームが自動送信されますので、「入力する」をタップしてください。

※担当者から送信する場合もあります。



STEP5

保険金請求フォームでは、損害物の画像や修理見積り、入院院情報を簡単に入力することができます。



STEP6

送信いただいた内容より、保険金お支払額を算定し、チャット上で回答いたします。



2 「電話」での連絡・請求

事故サポートセンター TEL 0120-727-110(24時間365日)

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社第一ビルディング 保険代理店事業部

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 11階 通話料無料 0120-937-337

●引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 金融法人第一部 営業第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-3484 FAX 03-6860-2614(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料) 受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店:(株)第一ビルディング保険代理店事業部は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店:(株)第一ビルディング保険代理店事業部とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

この表に記載のタイプは、新規募集を停止したタイプです。
この表記載のタイプへの新規加入、変更はできません。
既加入の方はこの表により、加入タイプをご確認ください。

**A 級、B 級とも
新規加入・
変更できません**

【注意】この表に記載のタイプは熱中症危険補償特約がセットされません。

職種級別

A 級

営業職、事務職、無職者 など

（保険期間1年、団体割引30%）

販売停止タイプ		家族型（家族全員分）		夫婦型（2人分）		個人型（1人分）		
天災危険補償特約セット	特定感染症危険補償特約セット	タイプ	AS	BS	CS	DS	ES	FS
		年額保険料（一時払）	51,930円	35,080円	42,620円	28,480円	28,250円	18,960円
天災危険補償特約セットなし	特定感染症危険補償特約セットなし	タイプ	AT	BT	CT	DT	ET	FT
		年額保険料（一時払）	48,650円	32,840円	39,970円	26,760円	26,410円	17,790円
		タイプ	A	B	C	D	E	F
		年額保険料（一時払）	44,110円	29,750円	36,340円	24,320円	24,510円	16,490円
保険金額	本人	死亡・後遺障害	400万円	267万円	494.7万円	311.5万円	864万円	544万円
		入院保険金（日額）	6,000円	4,000円	7,000円	4,500円	7,500円	5,000円
		通院保険金（日額）	3,000円	2,000円	4,000円	2,700円	4,200円	2,800円
		手術保険金	欄外※参照					
	配偶者	死亡・後遺障害	400万円	267万円	494.7万円	311.5万円	—	—
		入院保険金（日額）	6,000円	4,000円	7,000円	4,500円	—	—
		通院保険金（日額）	3,000円	2,000円	4,000円	2,700円	—	—
		手術保険金	欄外※参照					
	その他親族	死亡・後遺障害	252万円	196万円	—	—	—	—
		入院保険金（日額）	3,000円	2,000円	—	—	—	—
		通院保険金（日額）	2,000円	1,200円	—	—	—	—
		手術保険金	欄外※参照					
個人賠償責任			1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円

+ + +

オプション	タイプ	I	J	K
携行品損害				
保険金額 30万円 自己負担額 ※3,000円 ※1事故につき	年額保険料（一時払）	2,370円	1,850円	1,540円

※手術保険金 <重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍

<重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍

★「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

★家族型の「その他親族」とは、本人または配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子で年齢は問いません。

★被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●天災危険補償特約…地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも対象となります。

●特定感染症危険補償特約…特定感染症による後遺障害、入院、通院、葬祭費用にも保険金をお支払いします。

●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第7級）、通院保険金支払限度日数変更特約（30日）セット

<重大手術の場合>パンフレットP8の（※3）の①～④をご参照ください。

第一生命グループ 退職者団体傷害保険（傷害総合保険）

この表に記載のタイプは、新規募集を停止したタイプです。
この表記載のタイプへの新規加入、変更はできません。
既加入の方はこの表により、加入タイプをご確認ください。

A級、B級とも
新規加入・
変更できません

職種級別

B級

【注意】この表に記載のタイプは熱中症危険補償特約がセットされません。

建設作業者、自動車運転者、農林業・漁業作業者 など

(保険期間1年、団体割引30%)

販売停止タイプ		家族型（家族全員分）		夫婦型（2人分）		個人型（1人分）			
天災危険補償特約セット	特定感染症危険補償特約セット	タイプ	AS	BS	CS	DS	ES	FS	
		年額保険料（一時払）	53,460円	35,890円	44,810円	30,020円	30,370円	20,380円	
天災危険補償特約セットなし	特定感染症危険補償特約セットなし	タイプ	AT	BT	CT	DT	ET	FT	
		年額保険料（一時払）	50,630円	34,040円	42,410円	28,450円	28,950円	19,460円	
保険金額	本人	タイプ	A	B	C	D	E	F	
		年額保険料（一時払）	46,550円	31,220円	39,300円	26,340円	27,480円	18,460円	
		死亡・後遺障害	300万円	200万円	449万円	294万円	653万円	413万円	
		入院保険金（日額）	4,500円	3,000円	6,300円	4,200円	6,000円	4,000円	
	通院保険金（日額）	3,000円	2,000円	3,200円	2,100円	3,000円	2,000円		
	手術保険金	欄外※参照							
	配偶者	死亡・後遺障害	300万円	200万円	449万円	294万円	—	—	
		入院保険金（日額）	4,500円	3,000円	6,300円	4,200円	—	—	
		通院保険金（日額）	3,000円	2,000円	3,200円	2,100円	—	—	
		手術保険金	欄外※参照						—
	その他親族	死亡・後遺障害	251万円	150万円	—	—	—	—	
		入院保険金（日額）	3,000円	2,000円	—	—	—	—	
		通院保険金（日額）	1,800円	1,200円	—	—	—	—	
		手術保険金	欄外※参照						—
	個人賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	

+

+

+

オプション	タイプ	I	J	K
携行品損害				
保険金額 30万円				
自己負担額 ※3,000円	年額保険料（一時払）	2,370円	1,850円	1,540円
※1事故につき				

※手術保険金 <重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍

<重大手術以外の場合>入院中の手術：入院保険金日額の20倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍

★「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

★家族型の「その他親族」とは、本人または配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子で年齢は問いません。

★被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●天災危険補償特約…地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも対象となります。

●特定感染症危険補償特約…特定感染症による後遺障害、入院、通院、葬祭費用にも保険金をお支払いします。

●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第7級）、通院保険金支払限度

日数変更特約（30日）セット

<重大手術の場合>パンフレットP8の（※3）の①～④をご参照ください。

のご案内は傷害総合保険の概要を説明したものです。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

取扱代理店：株式会社第一ビルディング 保険代理店事業部

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目2番2号

アートヴィレッジ大崎セントラルタワー11階

通話料無料 0120-937-337（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 金融法人第一部 営業第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 03-3231-3484（受付時間：平日の9時から午後5時まで）

SJ24-03684 (2024/06/26)